

地域密着型介護老人福祉施設 入所利用契約書

（以下、「入所者」という。）と地域密着型特別養護老人ホーム陽のあたる家（以下、「事業者」という。）は事業者が入所者に対して行う地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスについて、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 事業者は介護保険法令の主旨に沿って、入所者の意思及び人格を尊重し、地域密着型介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）に基づき、可能な限り居宅での生活への復帰を念頭におき、かつ常に入所者の立場に立ってサービスを提供することにより、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを支援するものとします。一方、入所者及び入所者を扶養・身元保証する方（以下「主介護者」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金をお支払い頂くことについて取り決めることを、本契約書の目的とします。

（適用期間）

第2条 本契約は、入所者が地域密着型介護老人福祉施設入所利用契約書を当施設に提出した時点から効力を有します。但し、主介護者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 入所者は、前項に定める事項の他、本契約の改定が行なわれない限り、初回利用時の契約書提出をもって繰り返し当施設を利用することができます。

（入所者からの解除）

第3条 入所者及び主介護者は、当施設に対し、退所されることをもって、本契約に基づく入所利用を解除・終了いたします。

（当施設からの解除）

第4条 当施設は、入所者及び主介護者に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 入所者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- ② 入所者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護福祉施設サービスの提供を越えると判断された場合
- ③ 入所者及び主介護者が、本契約に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず15日間以内に支払われない場合
- ④ 入所者が、当施設設備及び当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の破壊、暴力行為または反社会的行為をとられた場合
- ⑤ 当施設では対応困難な要望等がある場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用して頂くことができない場合
- ⑦ 入所者が死亡した場合

（入所者の入院期間中の取扱い）

第5条 当施設は、入所者が医療機関に入院する必要がある場合、入院後おおむね3ヶ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、入所者本人及び家族の希望等を勘案して、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入所できるよう配慮します。

(利用料金)

第6条 入所者及び主介護者は連帯して、当施設に対し、本契約に基づく施設サービスの対価として、利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び入所者が個別に利用されたサービスの提供に伴い必要となる額の合計額をお支払い頂きます。

- 2 当施設は、当月末締めにて集計した料金の合計額の請求書及び明細書を、翌月の10日頃までに作成し、入所者と主介護者は連帯して、当施設に対し当該合計額をその月の26日までにお支払い頂くものとします。支払いの方法は現金・銀行振込・利用者指定口座からの自動振替の3方法から双方合意した方法によりお支払い頂きます。
- 3 当施設は、入所者又は主介護者から、1項に定める利用料金のお支払いを頂いたときは、入所者及び主介護者に対して、領収書を発行します。

(記録)

第7条 当施設は、入所者の施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。

- 2 当施設は、入所者に前項の記録の閲覧、謄写を求められた場合には、原則として、これに応じます。但し、主介護者その他の方（入所者の代理人を含みます。）に対しては、入所者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として入所者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者（施設長）が判断し、主介護者の同意のもと身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行うことがあります。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、業務上知り得た入所者又は主介護者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を下記のとおり定め適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
 - ③ 入所者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 入所者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
 - ⑥ 介護福祉サービスの質の向上のために学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合でも、利用者個人を特定できないように記号等を使用することを厳守します。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、入所者に対し、嘱託医の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 前2項のほか、入所利用中に入所者の心身の状態が急変した場合、当施設は、入所者及び主介護者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、入所者に対し必要な措置を講じます。

- 2 当施設の嘱託医の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医師機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 入所者及び扶養者は、当施設の提供する施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当生活相談員にお申し出頂くか、備付けの用紙または施設管理者宛ての文書で、所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函してお申し出頂くことができます。

(賠償責任)

第13条 施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、入所者が損害を被った場合、当施設は、入所者に対して、損害を賠償いたします。

2 入所者の責に帰すべき事由によって、器物破損等、当施設が損害を被った場合、入所者及び主介護者は、連帯して当施設に対してその損害を賠償して頂きます。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、入所者又は主介護者と当施設が誠意をもって協議して定めます。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、**入所者**及び事業者が署名、押印の上、1通ずつ保管するものとします。

契約締結日 年 月 日

<事業者>

事業者名 社会福祉法人 専光会
地域密着型特別養護老人ホーム 陽のあたる家 ㊞
住 所 広島県福山市大門町三丁目7番10号
代 表 者 社会福祉法人 専光会 理事長 藤井 徳行

<入所者>

住 所

氏 名 ㊞

(代筆の場合の代筆者氏名)

(入所者との続柄 :)

<代理人>

住 所

氏 名 ㊞

(**入所者**との続柄 :)

【本契約書 第6条の利用料の請求先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

【本契約書 第10条2項の緊急時の連絡先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

